

TO DO CARD

麻薬紛失・破損発生時の確認事項

2016年2月1日 宇部環境保健所通知より

連絡を受けた
薬剤師は紛失発見者・
破損した当事者に以下の事項
を確認する

連絡を受けた薬剤師は、紛失発見者・破損した当事者に、以下の事項を確認する。

- いつ (紛失・破損が発生又は発覚した日時)
例:平成〇〇年〇月〇日午後〇時〇分頃
- どこで (紛失・破損が発生又は発覚した場所)
例:〇病棟〇階ナースステーション
- 誰が (紛失発見者、破損した当事者の職種・名前)
例:看護師〇〇〇〇
- 誰の (処方された患者名)
例:患者〇〇〇〇
- 何を (紛失・破損した麻薬の薬剤名・数量)
例:フェンタニル注0.25mg 1A
- どうして (麻薬を取り扱った目的)
例(紛失):定数保管している麻薬の数量確認を行っていた
例(破損):患者〇〇〇〇に使用するため、麻薬金庫から
(麻薬品名)を取り出し、患者の元へ向かおうとした
- どうなった(紛失・破損の状況、飛散等した麻薬の回収状況)
例(紛失):(麻薬品名)が〇アンプル不足していることに気が付いた
例(破損):手をすべらせ誤って床に落下させ、破損した。
薬液は全て床に飛散したが、〇.〇mLはシリンジで回収し、
残り〇.〇mLはガーゼで拭き取った

※麻薬破損等事故発生時は、麻薬担当者にご連絡下さい。

※注射薬破損の場合は、当事者に以下の①～③を行うようにお伝え下さい。

①破損した状況の写真を撮る

②回収できる状態であれば、可能な限りシリンジで吸い取り、残りはガーゼで清拭する

③②は患者名が分かるようにして薬剤部へ持参する(→返却空アンプル用の引き出しに入れて下さい)

※保健所への連絡(破損時は原則当日)、必要書類(事故届等)の作成等は、麻薬担当者が行います。